

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

S24473 H18-Y003

③施設の情報

名称：	恵愛学園	種別	児童養護施設
代表者氏名：	施設長 朝田 真悟	定員（利用人数）：	45名
所在地：	〒769-2705 香川県東かがわ市白鳥956番地		
TEL：	0879-25-2067	ホームページ：	http://www.pikara.ne.jp/keiaizigvodann/
【施設の概要】			
開設年月日	昭和27年 6月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 恵愛福祉事業団		
職員数	常勤職員：	21名	非常勤職員 4名
専門職員	（専門職の名称）	名	児童指導員 5名
	主任指導員	1名	保育士 4名
	家庭支援専門相談員	1名	栄養士 2名
	個別対応職員	1名	調理員 3名
	心理療法担当職員	1名	学習指導員等 非常勤 4名
	里親支援専門相談員	1名	
施設・設備の概要	（設備等） 居室・食堂・プレイルーム・風呂・トイレ・相談室・地域交流ホール		

④理念・基本方針

（理念）

法人の理念「生かせ いのち」に基づき、入所児童の最善の利益を保障し、その福祉を積極的に増進する。

（基本方針）

- ①自立支援計画を中心に据え、児童の最善の利益に配慮した支援の展開
- ②大人との愛着関係・信頼関係の構築
- ③児童の人格と人権の尊重

⑤施設の特徴的な取り組み

- ①敷地内に併設している児童館で、児童館・児童放課後クラブ事業を実施し、地域の子どもや保護者、ボランティアが日常的に訪れている。
- ②法人は、保育所や障害児・者福祉事業を行っており、子育てに関して、複数の相談窓口を設けている。
- ③障害を持つ子どもたちの支援については、障害福祉部門の職員の支援を得ている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	平成29年11月
評価実施期間（イ）評価結果確定日	平成30年 3月
受審回数	3回
前回の受審時期	平成25年12月

⑦総評

◇特に評価が高い点

- ①児童館や児童放課後クラブ事業を施設との同一敷地内で実施していることから、地域の子どもや保護者、ボランティアが日常的に訪問しており、施設の子どもたちとの交流が日常的に行われている。
- ②夏まつりや餅つきなどの施設行事についてポスターを作成し、地域住民に案内し交流を図っている。児童家庭支援センターや児童館と連携して、研修会やふれあいイベントの開催や相談業務の実施、施設設備を地域の子育て支援活動に提供する等、地域貢献活動に取り組んでいる。
- ③幼児期、学童期（小学生）、青年期（中学生・高校生）の対象年齢ごとの支援内容を明文化しており、「法人内職員の勤務のあり方」を作成し、言葉遣いや服装等の注意点、子どもや家族の接し方を明文化し、全職員に配付し職員会等で周知している。

◇改善が求められる点

- ①行事以外の事業計画が、子どもや保護者へ周知されていない。事業計画は、職員や役員だけを対象とするものではなく、子どもや保護者、地域住民に施設の事業や活動を理解してもらう役割があるので、事業計画の内容を検討し、事業計画の中で、子どもや保護者へ伝えるべきことを検討して、周知することを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、第三者評価の受審によって評価いただいた結果により、施設運営、支援体制、支援内容等の様々な改善点が明確に表されたことがよかったですと感じています。施設の状況や環境により早期改善の困難な点もありますが、もう一度各項目を見直し、優先順位を考えながら改善、変更し質の向上に努めていきたいと思っております。

自己評価結果表（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果	コメント
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念や基本方針は、年間計画概要、ホームページ、機関紙「恵愛」等に掲載している。職員には、年間計画概要を配付し、年度当初に会議で説明している。子どもや保護者に対しては、子どもの入所時等においてパンフレット等を用いて説明している。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果	コメント
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	全国児童養護施設協議会からの情報、外部研修や関係機関との会議等への参加により、施設経営を取り巻く環境や動向を把握している。法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握や養育・支援のコスト分析など、より具体的な経営課題の分析・検討を期待したい。
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	各種職員会議や月1回開催の法人連絡会などで経営課題を協議して、話し合いを行っている。運営計画、決算報告、今後の小規模化に向けての課題等は理事会、評議員会で協議し、職員会や学園会等で周知している。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果	コメント
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	家庭的養護推進計画を立案し、平成41年度までの小規模化に向けた具体的取組計画を策定している。平成29年8月に策定された「新しい社会的養育ビジョン」に伴う変更について、今後検討することになっているので、具体的な取り組みを期待したい。
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中長期計画をもとに、毎年の事業内容を検討し、事業計画を策定している。子どもたちや保護者、地域住民に周知すべき事項など、事業計画に掲載すべき内容を検討することを期待したい。

(2) 事業計画が適切に策定されている。			
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	年度末に職員会等で職員の意見を聞き、事業計画を策定し、職員会等で職員に説明している。事業計画の実施状況を年度中定期的に把握するなど、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて評価する取り組みを期待したい。
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c	入所時や毎月の案内時に、行事等を説明している。事業計画の策定に当たり、子どもや保護者に向けた内容を検討し、事業計画全体ではなく、子どもたちや保護者に伝える必要のある内容を周知することを期待したい。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果	コメント
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	各ホーム(ユニット)ごとの支援体制やケースの見直し等は、ホーム会(ユニットごとの職員会)、学園会(施設全体の職員会)等で、定期的に行っている。第三者評価を3年度に一度受審して、毎年自己評価を行っている。サービスの質の向上を図るため、評価結果を分析・検討する場が施設としての位置付けを明確にして取り組むことを期待したい。
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	評価結果を基に、会議で優先順位を検討し、各種マニュアル等を毎年見直して修正する等の改善に取り組んでいる。現在、行っている評価・分析の取り組みの仕組みを明確化することを期待したい。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果	コメント
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	職務分掌に、施設長の役割を明記しており、職員会議で伝えている。平成29年8月に策定された「社会的養育ビジョン」を踏まえ、法人としての考え方を、学園会などで職員に伝えている。機関紙に、児童養護施設の役割について、自らの考えを掲載している。
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	取引については、経理規程に定めており、経理規程に基づいて対応している。施設長は、各種研修会に参加し、法令遵守に取り組んでいる。遵守すべき法令のリスト化や職員への周知など、法令順守のためのより具体的な取り組みを期待したい。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b	施設内の各種会議等への参加、主任や専門職員、ホームリーダーと話し合い、現状の課題の把握と改善策を検討している。県内外の施設長会議に参加し、児童養護の現状の把握など、自己研鑽に努めている。法人の児童福祉部門と障害福祉部門の部門ごとに各種委員会を設置しており、児童福祉部門では、人材育成委員会、保健給食委員会、危機管理委員会、環境衛生委員会、広報委員会を設置し、児童福祉部門の職員が参加し、養育・支援の質の向上に努めている。
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	子どもの人数に応じて次年度必要な職員数と経費のバランスを検討しており、人事は、理事長が決定している。新しい社会的養育ビジョンなどの経営課題を会議等で職員に周知している。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果	コメント
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	「法人職員の勤務のあり方」を作成し、福祉に携わる職員の持つ考え方や価値観などを伝えている。人材育成は人材育成委員会を中心に研修会を開催している。ハローワークや大学等への求人募集、法人ホームページに採用情報の掲載、求人広告の掲載、大学へ訪問活動、香川県福祉人材センターなどの職場説明会に積極的に参加する等、人材確保に努めているが、必要な人材の確保が難しい状況にある。
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b	「法人内職員の勤務のあり方」を作成し、言葉遣いや服装等の注意点、子どもや家族の接し方を明文化し、「期待する職員像等」を明確にしている。昇給については、給与規程を定めている。職員との個人面接を実施し、全職員が年度末に理事長へ自己評価、意見要望等を文書で提出し、改善策を検討している。人事評価については、職員自身による自己評価が行われているが、人事考課の実施を期待したい。
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	施設負担で、職員の健康診断やインフルエンザの予防接種を行っている。施設長が職員との個別面談を定期的に行っており、職員の意見を取り入れ、誕生日休暇を設けた。職員就業状況の把握や福利厚生の実施など、職員が働き続けられるための取り組みを期待したい。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されて

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	「法人内職員の勤務のあり方」を作成し、言葉遣いや服装等の注意点、子どもや家族の接し方を明文化し、「期待する職員像等」を明確にしている。定期的な個別面談や日々の業務の中での相談などに応じている。職員との個人面接を実施し、全職員が年度末に理事長へ自己評価、意見要望等を文書で提出している。目標項目、目標水準、目標期限を明確にした職員一人ひとりの目標管理のための仕組みの構築を期待したい。
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	「法人内職員の勤務のあり方」を作成し、言葉遣いや服装等の注意点、子どもや家族の接し方を明文化し、「期待する職員像等」を明確にしている。法人の児童養護施設、保育所、児童館等の児童福祉部門の職員で構成する人材育成委員会が毎年研修内容を検討している。
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	職員個々の専門資格の取得状況は、法人本部で把握している。研修は、法人の児童養護施設、保育所、児童館等の児童福祉部門の職員で構成する人材育成委員会が中心になって、園内研修、新人研修、グループ研修を実施している。平成28年度は、「施設職員として」、「子どもの性」、「感染症の知識」等をテーマにして、研修を行った。外部研修の情報を職員に周知し、職員の希望を考慮して参加者を決定している。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	「実習の手引き」を作成し、実習生受け入れ手順、目的、実習の留意点を明文化している。社会福祉士と保育士の実習プログラムを作成し、実習生には、「実習のしおり」を配付している。実習については、実習前や期間中などに学校と情報交換を行っている。
---	---	---	---

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果	コメント
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	ホームページ等に法人の理念、基本方針、支援内容、事業報告などを掲載している。第三者評価の評価結果は、香川県と全国社会福祉協議会のホームページで公開している。広報紙を年1回発行している。
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	運営規程・経理規程を定め、事務、経理、取引のルールを明確にしておき、職務分掌で責任者を定めている。社会保険労務士や司法書士からアドバイスを受け、月次監査を実施している。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果	コメント
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	子ども会や清掃活動、地域の防災フェスティバルなどの地域活動に参加をしており、職員やボランティアも参加し支援している。併設している児童館に、地域のこどもをはじめ多くの人が訪れており、学校の友人が訪問することも多く、食堂や児童館で交流している。
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア受け入れマニュアルを作成し、受け入れ手順を明確にしている。ボランティア対しては、可能な限り見学に来てもらうようにして、説明を行っている。職員が学校評議員の役員等を引き受けるなど学校教育に協力している。学校教育への協力について、基本的な姿勢を明文化することを期待したい。
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	地域の関係団体のリストを作成し、連絡用ファイルに保存し、毎日の連絡会等で情報の共有を図っている。児童相談所や学校との連絡会、地域の要保護児童対策地域協議会への参加など、関係機関との連携に取り組んでいる。
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている			
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b	夏まつりや餅つきなどの施設行事についてポスターを作成して地域住民に案内し、交流を図っている。地元自治会と災害時の連携協定を結んでいる。児童家庭支援センターや児童館と連携して、研修会やふれあいイベントの開催や相談業務を行っている。
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	併設している「児童家庭支援センターけいあい」や法人が行政から受託している「相談支援センター白鳥」で、子育てや福祉サービスについて相談業務を行っている。相談の中で必要があれば、法人が行っているショートステイ等を活用し、支援を行っている。要保護児童対策協議会、学校や地域の子ども支援センター等との連絡会を通して、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。併設する児童館と連携して、高齢者等の地域住民等との交流等の地域貢献活動を行っている。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果	コメント
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	幼児期、学童期(小学生)、青年期(中学生・高校生)の対象年齢ごとの支援内容を明文化しており、「法人職員の勤務のあり方」には、児童憲章・全国児童養護施設倫理要領を掲載しており、全職員に配付し職員会等で周知している。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護については、外部講師を招いたり、職員会等で勉強会を開催し、日々の支援が権利擁護に配慮されたものかを職員会で検討している。

②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b	プライバシー保護については、注意事項を文書化している。虐待防止については、虐待対応マニュアルを作成し、不適切な事案が生じた場合の対応方法を明確化している。施設内虐待防止チェックリストを活用するとともに、研修を実施している。子どもへは、「話そう会」等でプライバシーについて説明している。プライバシー保護について、マニュアルの作成を期待したい。
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b	子どもや保護者に対しては、施設パンフレットや広報紙等で説明しており、見学の希望に対応している。子どもや保護者に対して、提供する情報の内容や説明資料の見直しの検討を定期的に行うことを期待したい。
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b	入所の際には、施設の暮らしのイメージを抱けるよう施設の基本的な情報を提供し、児童相談所と保護者、本人の同意を得ている。入所前や入所時には、受入担当職員から丁寧に説明を行い、入所の同意書や写真等の掲載についての同意、予防接種の同意などについて、同意書を提出してもらっている。子どもや保護者等がわかりやすいように工夫した資料の作成を期待したい。
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b	家庭引取りの際は、外出や外泊を重ね、課題等を修正しながらできるだけスムーズに移行できるよう配慮している。子どもや保護者には、アフター担当職員や支援担当であった職員が退所後も相談窓口であることを説明している。子どもや保護者等に対して、説明している内容を記載した文書を交付することを期待したい。
(3) 子どもの満足の向上に努めている。			
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	定期的に子どもたちと「話そう会」を開催し、子どもの希望や要望を把握している。「話そう会」等の結果や子どもたちの希望・要望などは、ホーム(ユニット)を中心に改善策を検討している。食事にかかる嗜好調査を実施しているが、定期的に子どもの満足度に関する調査を実施し、把握した結果を分析・検討する取組を期待したい。
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	法人全体で意見希望対応委員会を設置し、法人本部に苦情の受付窓口を設置するなど、苦情解決の仕組みを整備している。苦情の検討内容は、当事者に説明し、件数・概要等はホームページ等で公表している。アンケートの実施など、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を期待したい。
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b	子どもたちには、「子どもの権利ノート」を利用して説明し、保護者には口頭で説明している。相談は、生活空間ではなく、管理棟内の相談室や和室で対応している。保護者に対して、相談対応について説明した文書の配付など、わかりやすい工夫を期待したい。
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	子どもたちには、「子どもの権利ノート」を利用して説明し、保護者には口頭で説明している。相談は、生活空間ではなく、管理棟内の相談室や和室で対応している。保護者に対して、相談対応について説明した文書の配付など、わかりやすい工夫を期待したい。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	児童養護施設、保育所、児童館等の児童福祉部門の職員が参加する危機管理委員会を設置し、事故防止に関するマニュアルの作成やヒヤリハットを収集している。感染症についての研修会を開催し、ヒヤリハットは、連絡会等で職員に周知している。マニュアル等の見直しを不定期で実施しているが、定期的な見直しを期待したい。
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症対応マニュアルを作成しており、職員会等で職員に周知している。毎日、各ホームで消毒薬を使用して清掃をしている。感染症対応マニュアルは、年1回、危機管理委員会で見直しを行っている。
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	毎月、避難訓練を行い、非常食を備蓄している。施設の地域交流ホールを地域の避難場所として利用可能であることを地域の自治体に知らせており、災害協力体制について協定文書を交わしている。大規模震災を想定し、災害伝言ダイヤルの具体的な利用方法を、子どもたちや保護者に周知するなど、より具体的な災害対策に取り組まれることを期待したい。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果	コメント
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a	幼児期、学童期(小学生)、青年期(中学生・高校生)の対象年齢ごとの支援内容を明文化し、全職員に配付し職員会等で周知している。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢は、「法人職員の勤務のあり方」や「児童との接し方」で示しており、年度最初の職員会での読み合わせや月ごとの学園会の中で協議している。
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	毎年度末に、年間計画概要等の見直し箇所を職員全体で検討し、修正している。自立支援計画は、年度ごとの修正をしており、子どもからの要望等がある場合は、随時変更している。
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a	基幹的職員が中心になり自立支援計画を策定している。子どもと面談し、子どもの意向を踏まえて、担当職員が検討したものを、職員全体で中長期的な課題などを決定している。障害を持つ子どもについては、法人内の障がい部門の職員から助言を得ており、支援困難ケースは、担当のほか個別対応職員や家庭支援職員、心理職員が策定に関わっている。自立支援計画の内容について、記載すべき内容を例示している。
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b	自立支援計画は、毎年3月に次年度の計画を策定し、9月に見直しを行っている。計画の変更点は、職員会議で周知している。緊急に自立支援計画の変更が必要になった場合は、専門職・主任・担当職員で検討して変更している。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b	毎月、子どもの身長・体重測定を行い記録している。子どもの状況は、支援記録、個別記録、日誌等に記録し、毎日の連絡会、月1回開催している学園会(施設全体の職員会議)、ホーム会(ユニットごとの職員会議)等で、職員間の情報を共有を図っている。「法人職員の勤務のあり方」の中で、記録作成の留意事項を記載しているが、職員間で記録内容や書き方に差異が生じないよう、記録要領の作成等の取り組みを期待したい。
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	個人情報保護規程を整備し、記録の保存期間や記録管理の責任者を定めている。職員に対しては、個人情報の取り扱いについて周知を行っている。子どもや保護者には、入所の際に説明している。個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法について、マニュアル等の整備を期待したい。

内容評価基準(41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果	コメント
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a	子どもにとって最善の利益について、月1回開催している施設全体の職員会で、個々のケースの見直しや方向性の確認を行っている。毎日の連絡会では、子どもの状況や課題などを話し合っている。主任が中心となって、各専門職や職員に対してスーパービジョンを行い支援体制の振り返りを行っている。子どもの特性や育ちを理解し、個々に応じた支援を心がけ、社会的なルールやマナーなどを伝えたり経験できるように支援している。
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a	出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに伝える場合は、伝え方や伝える時期、誰が伝えるかを検討している。心理担当者からのライフストーリーワーク(子どもの自叙伝づくりをサポートする方法)を並行して行っている。職員間で共有し、事実を伝えた後の子どもの反応や内面的な心の動きに対して、細かく配慮している。
(2) 権利についての説明			
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a	年度末に園長から子どもに4月からの職員体制を説明している。その際、自分に権利があるように他の人にも権利があることを具体例をあげて説明している。施設入所時には、心理担当職員が中心となって、子どもに対して、年齢や発達段階に応じて、権利ノートの具体的な説明や施設での生活を分かりやすく説明している。職員に対しては、職員会や外部講師を招聘する研修を開催し、県内外の外部研修に参加している。日々の関わりの中で、喧嘩や自傷行為をした場合等には心に傷を負い、なかなか修復出来ないことを教えている。他児とのトラブルなどは時間をかけて対応している。
(3) 他者の尊重			
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a	日々の生活での個別対応、誕生日や衣類購入での個別外出などで、職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保できるよう努めている。ユニットごとの行事は、子どもと一緒に取り組む中で支援している。各ユニットに障害もつ子どもがいるので、お互いに理解し合いながら生活していけるよう支援している。

(4) 被措置児童等虐待対応

①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a	「就業規則」等に、体罰等の禁止を明記している。日々の支援の中で虐待になる事案が発生しないよう毎月1回開催している施設全体の職員会議で、施設内虐待防止をテーマに協議している。不適切な関わりや虐待等が行われた場合は、県子育て支援課、児童相談所に報告している。
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a	不適切なかかわりがあった場合は、虐待対応マニュアルや就業規程等に基づいて対応している。日常的には、施設の中で威圧的な態度を見逃さないよう対応し、全国養護施設協議会のチェックリストによるチェックを年2回全職員を対象に実施している。不適切な関わり方の防止についての具体例としては、事件が発性した施設の話をしている。トラブルがあった際には、職員の対応について、どうしてそのような対応をしたかを子どもが理解できるよう説明している。家庭引き取りになった場合は、子どもに、いつでも施設に相談できることを伝えている
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b	施設内虐待対応マニュアルを作成しており、相談窓口になっている児童相談所等相談窓口の電話番号は、各ユニットの電話の横に貼っている。被措置児童等虐待が疑われる事案が生じた時には、速やかに施設で検討すると共に児童相談所等に報告して対応している。被措置児童等虐待の届出・通告があった場合は、届出者・通告者が不利益を受けないように対応しているが、仕組みとして整備されていないので、仕組みを整備することを期待したい。

(5) 思想や信教の自由の保障

①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b	朝食開始時に、職員が般若信教を勤行して、子どもは手を合わせている。参加を子どもに強制していない。
---	------------------------------	---	--

(6) こどもの意向や主体性への配慮

①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a	入所予定の子どもには、児童相談所と連携して事前に施設見学をしてもらい説明をしている。入所する子どもがいることを事前に在園している子どもに伝え、こころよく受け入れてもらえるよう理解を促し、相部屋になる場合は同室子どもの人選に配慮している。入所時に保護者が同伴できる場合と虐待の理由で同伴できない場合があるなど、入所に至る様々な状況に配慮し、分離体験の寂しさを軽減していけるよう事前に児童相談所へ情報提供して、家族との通信などケースに応じて対応するようにしている。分離体験からの回復に関する課題は、自立支援計画を作成し、見直しを行っている。入所前や入所時の支援内容は、文書化している。
②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a	毎月子どもと職員が話そう会で、生活における問題や課題を話し合っている。自立支援計画は、年1回子どもと確認をして立案して、6か月後に職員が見直している。話そう会や日々の支援を元に、ユニットのルールを決めたり、変更したりしており、食事時間について子どもと一緒に考えて、朝食の時間を変更したことがある。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a	子どもの年齢や状況、社会の流れに応じていけるよう努めており、高校生は、小遣いの範囲内であれば、携帯電話を所持できる。テレビのチャンネルや録画時間は、毎月子どもが話し合って決めている。新聞は3紙購読しており、毎朝事務所に子どもが取りに来ている。外出や買い物等、子どもの意見を取り入れており、施設行事への参加は基本的に自由としており、子どもの意見を取り入れた活動を検討している。地域のスポーツ活動やイベントなど支援できる限り参加できるよう努めている。
②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b	毎月の小遣いは、年齢ごとに定額(小学生5年生以下、小学生6年生、中学生、高校生)を手渡しており、中学生以下の子どもは施設の鍵付き金庫で保管し、高校生は自己管理している。児童手当等は、一人ひとりの子どもの通帳で管理し、子どもの希望があれば使用することがある。年齢に応じて、衣類の購入やスーパーでの買い物を経験している。自立を控えた子どもには、アパートを借りた場合の費用、光熱費等の費用が必要であることを説明しているが、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムの作成を期待したい。

(8) 継続性とアフターケア

①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a	家庭復帰後の子どもの生活を検討し、家庭復帰の時期を児童相談所に協議している。家庭復帰後の関わり方については、要保護児童対策協議会や児童相談所と協議している。保護者には、家庭復帰後のアフターケアなど、退所後も支援できることを伝え、退所後1年間は、家庭訪問をしたり、電話連絡して子どもの状況を把握している。1年経過後も、支援を継続するかどうかは、子どもと保護者の状況により判断している。
②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a	高校中退後、家庭復帰が見込まれないケースについては、本人の希望があれば自立に向けて一定期間継続して支援している。高校卒業後、進学や就職した子どもについては必要があり、本人が望めば措置を継続していく考えである。
③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a	退所に向けての話し合い、退所後の相談窓口は、家庭支援専門相談員が担当していることを説明している。退所後のアフターケアは、児童相談所や要保護児童対策協議会、社会福祉協議会等々の専門機関と連携して対応している。ケース会議を開催することがある。就労先、アパート等の居住先からの連絡や警察からのトラブル発生の連絡に対しては、保護者がいる場合は保護者と協力して対応している。退所者には、施設の行事の案内をし、電話で状況確認を行っている。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果	コメント
①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b	入所時に子どもの情報を職員が共有して、支援の方向性や子どもの理解に努めている。毎日の連絡会や月1回開催している施設全体の職員会で子どもの気持ちを様々な角度から読み取るよう意見を出し合っている。問題行動に対しては、行動が起きる原因を考えている。アンケート等を実施して、子ども達に職員への信頼が芽生えていることを検証する取り組みを期待したい。
②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b	子どもの日常生活の様子、家庭との関係、学校生活の様子、友人関係、生活での悩みは、月1回開催している施設全体の職員会や毎日の連絡会で把握している。子どもの基本的欲求が充足できるように、専門職員が担当職員をフォローしている。高齢児の日課は、個々の生活時間の配慮や生活スタイルを理解しながら支援している。事柄に応じて担当職員が決定できるよう配慮している。衣類購入や誕生日の外出時に担当職員が付き添うことによって、信頼関係を構築できるようにしている。夜間は、就寝まで各ユニットの見回り等を行っているが、3ユニットを2人で宿直する場合がある。
③	A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b	子どもが自主的に行うことはできるだけ応援しているが、何かしてもらえる経験を増やすことを重視している。職員は、必要以上の指示や制止をしないようにしており、子どもを見守りながら、発達段階に応じて、必要な声かけを行っている。施設にいる間に失敗体験ができるようにフォローしながら支援をしている。集団生活のため、個人の思いを優先できにくい面があるが、子どもが施設で生活しているということをマイナスに感じてしまわないような配慮に努めている。
④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a	施設内の保育は、月間目標をたてて支援している。子どもたちの学びや遊びに関するニーズは、日常の支援の際や月1回開催している話そう会で要望等を把握し、職員間で共有している。各ユニットには、各年代向けの図書や玩具があり、自由に閲覧や使用できる。学校との連絡会や日々の連携で情報交換を行っている。子どものニーズに応えられない場合、例を出して工夫して話をしている。学習ボランティアによる学習指導を活用している。子どもは隣接する児童館の図書や設備も活用し、地域の子どもたちと一緒に遊んでいる。
⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b	日常の生活感を大切に考え、できる限り穏やかな声かけをし、笑顔でのあいさつや子どもの登下校時の玄関での見送りや出迎えなど、日常のあたりまえの生活が提供できるよう努めている。職員が間違っていた時には、子どもに誠意をもって謝罪し、施設生活・社会生活の規範等守るべきルールなどは、その都度伝えるようにしている。問題があった場合には話をしている。地域行事や地域の子ども会等への参加を通じて、社会的ルールを学習できるよう支援している。

(2) 食生活

①	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a	食事時間は、目安として設定しているが、食事の開始時刻はその日のホームの状況に応じて変更しており、一人ひとりのペースで食事をしている。食堂は毎日清掃しており、明るい雰囲気、職員と子どもが会話を楽しみながら食事をしている。電子レンジや冷蔵庫がユニットごとに備えられているので、高校生などの帰園の遅い子どもも温かいものは温かく、冷たいものは冷たい料理として、食事することができる。行事や外食、ホテルでの食事も行っている。
②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a	栄養士が、栄養摂取量を満たした献立を立てている。年1回、食事についての嗜好調査を行って、子どもの希望を献立に反映させている。アレルギーのある子どもの食事やおやつは、代替食を提供し、病気になった子どもの食事にも配慮している。月1回開催している職員会で、食事に関する話し合いを行っている。
③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b	献立表をユニット内に掲示し、食堂にメニューを表示している。栄養士が季節の食材がいつ収穫できるかや正月のおせち料理、七草等について説明をしている。偏食には、食材の形を変えて提供し、できる限り偏りのない食べ方するよう支援している。司厨士会からホテルでの食事の招待があり、テーブルマナーを学ぶ機会がある。調理実習やおやつ作りを行っている。食後の後片づけなどは、子どもが自主的に行えるよう支援しており、難しい子は職員と一緒にできることを行っている。

(3) 衣生活

①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a	年2回程度、季節ごとに衣類の入れ替えや購入を子どもと一緒にしている。靴も同様に必要な数を準備しており、汚れや水濡れに対応している。職員と一緒に夏服と冬服の入れ替えをし、季節に合わせた服装を選べるようにしている。洗濯は、小学生以下は職員が行い、中・高校生は子どもが行っているが、洗濯ができにくい子どもは職員が行っている。アイロンかけは子どもが行ったり、職員がユニットで行っている。補修は職員が見つけ次第行っている。衣服は、小学生は子どもと職員で購入に行き、中学生・高校生は自分で購入している。低年齢児は、職員が対応している。
---	---	---	---

(4) 住生活

①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b	定期的に園庭の清掃等を行っており、樹木の剪定を年2回庭師に依頼している。各ユニットの玄関に花が飾られており、居室は子どもの好みで飾られている。食堂やリビングなどの共有スペースの掃除は行き届いている。幼児用のトイレや洗面所がある。食堂や共有スペース、居室には、暖房機器がある。小学生は共有スペースに暖房がある。中・高校生はこたつを使用している。居室内の整理整頓は、必要に応じて行っている。
②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b	小規模グループでの養育を行っているが、中学生も2人部屋になっている中で、お互いの関係性に配慮している。年少児の部屋は、子どもの状況に応じて部屋割りを変更している。

(5) 健康と安全

①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b	子どもの起床時に、健康状態を観察して支援しており、幼児は毎日排便チェックをしている。感染予防のために手洗いやうがいを励行している。小学生以下は、同性職員が一緒に入浴をしている。洗面、整容は、発達段階に応じて支援しており、小学生以下は爪切り、耳掃除など職員が行っている。理美容は、地域の理美容店を利用している。天気のよい日に寝具を干しているが、夜尿のある子どもには、他の子どもにわからないよう配慮している。施設内の危険箇所として非常階段の利用時の支援や調理実習での包丁の取り扱いを支援し、通学路の危険箇所を把握して職員が登下校時に引率したり、自転車による交通ルールの指導を行っている。子どもの発達段階に応じて、睡眠、食事摂取量、生理等の状況把握の検討を期待したい。
②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b	毎月、身長と体重を測定し、年2回健康診断を実施している。緊急時には囑託医の受診やアドバイスを受けられる体制になっており、てんかん発作など、緊急を要する子どもへの対応についても、医療機関と連携体制がある。通院や服薬については、健康台帳に記録している。毎年職員は救急法やAEDの取り扱いの研修を行っているが、医療や健康に関して学習する機会を設けることを期待したい。

(6) 性に関する教育

①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b	性的課題のある子どもには、心理担当職員が定期的に面接をしている。年齢に応じた関わりができるように同性職員が子どもからの相談に対応している。いのちの教育の一環として性教育があることを理解し、年齢、発達段階に応じたカリキュラムを作成して支援することを期待したい。
---	--	---	---

(7) 自己領域の確保

①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b	居室に衣類棚や整理棚を整備しており、個々の持ち物には名前を付けている。文字が読めない子どもの物や同じものが多いランドセルなどは、マークで印をつけている。職員と一緒に片付けを行っている。個人所有の物は、自分で購入したり、好みを尋ねて購入している。日用品などで個人所有にふさわしいものを検討することを期待したい。
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a	可能な限り、子どもの担当職員が子どもと一緒にアルバムを整理している。成長の過程をアルバムを見ながら振り返りを行っている。アルバムは、ホームに置いてあり、子どもが希望すれば何時でも見られる。退園時に子どもにアルバムを手渡している。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a	施設が子どもにとっての居場所であることを伝え、トラブルがあった子ども同士の間わりに配慮している。日常生活の中で、できる限り子どものストレスを軽減できるように、職員と一緒に課題に取り組めるように努めている。職員には、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるように研修を行っている。暴力を受けた職員には、一旦ホームから離れ、時間をかけて子どもとの関係を修復している。児童相談所や関係機関と連携して問題解決に向けて努めている。
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b	子どもには、権利ノートに記載されている内容から、自分も大切、相手も大切なことを日常生活の中で話している。生活グループであるユニットの構成は、年度末に話し合っている。必要があれば年度の途中でもホームを変更している。課題をもった子どもや入所間もない子どもには、児童相談所と話し合っている個別支援を行っている。いじめや暴力があった場合は、職員全体で役割分担した体制で対応している。施設内の構造、職員の配置、勤務形態のあり方について検討を期待したい。
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a	強引な引き取りをする保護者には、警察と連携して対応できるようにしている。強引な引き取りへの対応は、職員に周知徹底している。引き取りの可否については、保護者が納得いくまで話し合っている。強引な引き取りが考えられる場合は、他の子どもに影響がないよう管理棟で対応している。

(9) 心理的ケア

①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っている。	a	臨床心理士を配置しており、心理的な支援を必要とする子どもについては、臨床心理士が自立支援計画に必要な支援を計画している。心理的支援の必要性は、ケース会等で検討し、児童相談所の職員の協力を得て、心理支援を専門に行う部屋で支援している。児童相談所の心理事例検討会や処遇困難事例検討会に職員が参加している。児童相談所の心理職員や専門相談などで助言を得ており、児童相談所のケースワーカーと連携して保護者へ必要に応じて助言している。
---	----------------------------------	---	---

(10) 学習・進学支援、進路支援等

①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a	個室や学習室等、学習に集中できる環境を整えている。学校とは定期的な連絡会、連絡帳や電話連絡を行って、学習状況、忘れ物や宿題の未提出を把握している。学習支援員を配置して、個別の学習支援や学力に応じた参考書を選定する支援を行っている。障害を持つ子どもには、特別支援学級、特別支援学校への通学を支援している。
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a	担当職員を中心に、子どもや関係者が話し合い、本人が納得できる進路選択になるよう努めている。奨学金等の経済的な支援の仕組みの情報を提供している。高校卒業後に進学を希望する子どもには、必要に応じて個別に話し合っている支援していく考えである。高校中退後、就労できるまで時間をかけて子どもに寄り添い、自立に向けて支援した事例がある。
③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b	高校生の職場実習の場合は、ハローワークを通じて、実習先を決めている。施設では、子どもに職業のアンケートを取り、関係機関の協力を得て、ブライダル、エステ、ホテルの社長による出前講座を開講した。学校での社会体験授業、子ども自身のアルバイト体験を通じて、社会のルールを体験したり、金銭管理などを考えることができるよう支援しており、高校生のアルバイトは積極的に勧めている。各種の資格取得を支援する取り組みなどを期待したい。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a	家庭支援専門相談員や担当職員が中心になって、家族に子どもの状態を伝えている。家庭支援専門相談員の役割は、施設の概要を説明して、家族からの相談に対応している。面会、外出、一時帰宅等が可能な子どもには可能な限り勧めている。外出、一時帰宅後の子どもの様子や会話から状況把握に努めている。家庭支援専門相談員が毎月、保護者に行事予定表を送付している。
---	---	---	--

(12) 親子関係の再構築支援

①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b	毎月のケース会等で、家庭復帰に向けケースに応じて最善の方法と対応を検討している。児童相談所や地域の関係機関と連携を図り、必要な支援が行えるようにしている。親子関係の再構築のために、家族療法事業の実施等、家族関係の継続、修復、養育力の向上につながる取り組みを期待したい。
---	--------------------------------------	---	--

(13) スーパービジョン体制

①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b	毎日の引継や職員会等で子どもの取り組みや関わり方について、情報交換して支援内容の方向性を確認しており、課題の多いケースを持つ職員にアドバイスしている。基幹的職員を配置して、各専門職と連携して担当職員への支援を行っており、基幹的職員は、必要な研修に参加している。
---	---	---	--